

県土整備局ウィークリースタンス取組指針

1. 目的

県土整備局では、工事及び工事系委託業務（以下「委託業務」という。）を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を発注者と受注者（以下「受発注者」という。）の共通目標として実施すべく、受発注者で取り組む一週間のルール、約束事、スタンスを定め、計画的に工事、委託業務を履行することで業務環境等の改善に努めていく。

2. 対象業務

県土整備局が発注する、天候等により進捗が大きく左右されない、全ての工事及び委託業務を基本とするが、災害等の緊急を要する工事、委託業務は除く。

3. 取組内容

業務環境等を改善するために、次の取組の中から受発注者で調整の上、取組内容を設定し進める。ただし、工事、委託業務の進捗に支障ない範囲で実施する。

1) フライデー・ノーリクエスト／マンデー・ノーピリオド

☞金曜日に翌週月曜日期限の依頼を行う等、適正な作業期間を確保できない依頼を行わない配慮

2) ウェンズデー・ホーム

☞水曜日は定時の退社を心掛ける

3) ワンデーレスポンス

☞発注者は、受注者からの質問等をその日のうちに回答する*

4) その他受発注者が必要とする取組

☞例：打合せ開始時間を業務時間外に設けない等

※ その日のうちの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちに行う。

4. 進め方

1) 初回打合せ時に、取組内容を受発注者で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。

（別紙例参照）

2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況を確認し、必要なフォローアップ等を行う。

3) 取組実施の有無にかかわらず、受注者は取組結果について、別に定めるアンケート

（e-kanagawa 電子申請）により回答する。

アンケート URL https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108116

5. 適用

本指針は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。

本指針は、令和 7 年 9 月 29 日以降に契約する案件から適用する。

本指針は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

6. 問合せ先

神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ

TEL:045-210-6108

Mail:gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp

